

公募型見積合わせの執行について

令和7年9月2日

市会事務局長 巽 功一

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1. 見積合わせに付する事項	
(1) 案件名称	歓迎レセプションにおける日英逐次通訳業務委託（メルボルン市）
(2) 数量・特質	別紙「仕様書」のとおり
(3) 納入期限又は履行期限	別紙「仕様書」のとおり
(4) 納品場所又は履行場所	別紙「仕様書」のとおり
2. 日程及び場所	
(1) 見積書提出期間	令和7年9月2日（火）～令和7年9月12日（金） 午後3時まで
(2) 参加資格審査資料等提出期間	※本案件は参加資格審査資料の提出はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和7年9月2日（火）～令和7年9月10日（水） 午後5時30分まで 仕様書に関する質問については、FAXもしくはメールにより行うこと（メールで行った場合は、発注担当者宛て電話確認すること） FAX：06-6202-0508 Mail:vi0001@city.osaka.lg.jp
(4) 質問回答方法	質問の回答は、市会事務局ホームページ上にて行う
(5) 申込場所	市会事務局 総務担当（大阪市北区中之島1-3-20） ※提出は、大阪市役所8階に持参又はメールもしくはFAXすること ※メールで提出した場合は、送付後発注担当者宛て電話確認すること FAX：06-6202-0508 ※発注担当名を記載すること Mail:vi0001@city.osaka.lg.jp
(6) 契約相手方通知日	令和7年9月12日（金）までに電話にて回答 ※落札者のみに通知する。
3. 参加資格	
(1) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「13:その他代行 02:翻訳・通訳 01:翻訳・通訳」で登録されていること。	
(2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
4. 参加申し込み等	
(1) 申込書類	事業請負見積書又は事業請負見積書の要件を満たす見積書
(2) 申込書類の配布場所	事業請負見積書については、ホームページにて配布
5. 発注担当	
市会事務局 総務担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 (担当：佐藤・播田) 電話 06-6208-8674
6. 契約担当（公募型見積合わせの制度等に関する質問先）	
市会事務局 総務担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 (担当：児島・桑原) 電話 06-6208-8672 Mail vi0001@city.osaka.lg.jp
7. その他事項	
(1) 公募型見積合わせの参加申込みの見積書は契約担当で配布するが、それ以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。	
(2) 大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。	
(3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市	

契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。

- (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) いったん提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することはできないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。
- (7) 「4 (1) 申込書類」中、「事業請負見積書の要件を満たす見積書」とは、「契約希望金額の 110 分の 100 に相当する見積金額」、「見積書提出日」、「案件名称」、「事業者名」、「代表者氏名」、「代表者印」、「事業所所在地」等を明記した書類を言う。